

2021年8月6日

関係各位

国立研究開発法人 産業技術総合研究所
計量標準総合センター

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出の状況下における 受託出張を伴う基準器検査の対応について

産業技術総合研究所 計量標準総合センター（NMIJ）が行う法定計量業務について、日頃よりご利用いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の継続的な拡大の状況により、2021年4月23日に政府から発出されました「緊急事態宣言」は、期間延長及び対象区域の変更を繰り返し、2021年8月31日まで延長されました。産総研では政府の方針を踏まえ、これまでと同様、引き続き以下のとおり新型コロナウイルス感染症の拡大の防止に努める取り組みを実施いたします。この取り組みについては、皆様のご理解とご協力が欠かせないものでありますことから、皆様にはご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

「緊急事態宣言」発出により継続してお願いする事項（再掲^{*1)}、^{*2)}）

1. 基準器検査証印の有効期間に余裕のあるものは、緊急事態宣言解除後への申請の延期
2. 公共交通機関の混雑時を避けて移動する取り組みの実施に伴い、所在場所での基準器検査に係る日程（行程）が通常より長くなることへのご理解
3. 緊急事態宣言対象の地域を経由する移動において、迂回経路を利用することへのご理解
4. 基準器の所在場所への移動について、公共交通機関の混雑時を避けることへのご理解
5. 検査実施に係る打合せは事前に行い、検査時は必要最低限の支援要員で対応するなど接触機会の削減
6. 基準器検査に影響を及ぼさない範囲での検査室の換気の実施
7. 受験器物の操作盤など、多人数が触れる箇所について、可能な範囲の消毒の実施
8. 社会的距離（ソーシャルディスタンス）を確保することの徹底
9. 検査支援要員のマスク着用や検温、体調確認など感染拡大防止へのご協力

※ 新型コロナウイルスの感染状況等により、受託出張を取りやめる可能性があります

*1) 2020年5月27日付け「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除により再開する受託出張を伴う基準器検査の対応について」

*2) 2021年1月8日付け「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（2021年1月7日発出）を受けた受託出張を伴う基準器検査の対応について」

本件お問い合わせ先：

・計量標準普及センター 法定計量管理室

TEL：029-861-4058

e-mail：nmij-houtei-info-ml@aist.go.jp

以上